

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

告示

- 平成十九年度准看護師試験の実施(五一四・医務薬事課) …… 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新(五一五・自然保護課) …… 1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定(五一六・自然保護課) …… 8
- 休猟区の指定(五一七・自然保護課) …… 10
- 特定猟具使用禁止区域の指定(五一八・自然保護課) …… 13
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(五一九～五二一・都市計画課) …… 15
- 道路の供用開始(五二二・道路課) …… 15
- 建築基準法による道路位置の指定(五二三・北秋田地域振興局建設部) …… 15

## 告 示

**秋田県告示第五百十四号**  
 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、次のとおり平成十九年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年十月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
- (一) 日時
    - 平成二十年二月十三日(水)
    - 午後一時から午後三時三十分まで
  - (二) 場所
    - 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎大会議室
    - 秋田市山王四丁目二番三号 秋田県市町村会館大会議室
- 二 試験科目
- 人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成

り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護(看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

三 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書
- (二) 受験資格を有することを証する書類

保健師助産師看護師法施行規則第二十七条各号に掲げる書類

履歴書

(三) 写真

出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦四センチメートル横三センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを二枚

五 受験願書用紙の交付

- (一) 期間
  - 平成十九年十月三十日(火) から同年十二月十二日(水)まで
- (二) 場所
  - 秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

六 受験願書の受付

- (一) 期間及び時間
  - 平成十九年十二月十日(月) から同月十二日(水)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
  - 秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

七 受験手数料

- (一) 額
  - 六千九百円
- (二) 納付方法
  - 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

- 平成二十年三月十一日(火) 午前十時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームページ(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)に掲示する。

九 合格証書の交付

- 合格者には、合格証書を交付する。

十 試験についての問い合わせ先  
 健康福祉部医務薬事課(電話〇一八―八六〇―一四〇六)

**秋田県告示第五百十五号**  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第九項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
内町沢 鳥獣保護区	大館市大石渡地内国有林米代東部森林管理署二千三百九十林班内三角点(標高四一八・九メートル)を起点とし、同点より同林班に、いと民有林との境界を北西に進んで山瀬ダム湖に至り、同湖を同署二千三百六十四林班と二千三百六十五林班の交点に向かつて直進し、同点より二千三百六十四林班は二、は一、との小班界を西進して二千三百六十三林班との林班界の交点に至り、同点より二千三百六十三、二千三百六十二、二千三百六十一、二千三百六十、二千三百五十九、二千三百五十八林班と二千三百六十四、二千三百六十五、二千三百六十六、二千三百六十七、二千三百六十八、二千三百七十二林班との林班界を北東に進んで秋田県と青森県との県境に至り、同県境を東進して二千三百七十三林班と二千三百七十四林班との林班界の交点に至り、同点より二	平成十九年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで	一 指定区分 希少鳥獣 生息地 二 指定目的 当該地域はスギ植林地・広葉樹などからなる地域であり、イヌワシなどをはじめとする希少鳥獣の生息が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、これら希少鳥獣の保護を図る。

区 松森鳥 獣保護	北秋田市阿仁幸屋渡地内の 国道百五号線と県道河辺阿 仁線の交点を起点とし、同 一日から	平成十九 年十一月	一 指定区分 身近な鳥 獣生息地
鳥獣保 護区	北秋田市米内沢地内の国道 二百八十五号線と茂助田沢 の交点を起点とし、同国道 を北進して守魔堂(神様社) 前に至り、同堂より林縁の 山道を東進して林道倉ノ沢 線に至り、同林道を南進し て旧上小阿仁街道分岐点に 至り、同街道を南西に進ん で茂助田沢の沢頭に至り、 同沢を北西に進んで起点に 至る線に囲まれた一円の区 域	平成十九 年十一月 一日から 平成二十 二年十月 三十一日 まで	一 指定区分 身近な鳥 獣生息地 二 指定目的 当該地域 は針葉樹・ 広葉樹が共 に多く存在 し、多数の 鳥獣が生息 しているこ とから、鳥 獣保護区に 指定し、生 息する鳥獣 の保護を図 るとともに 、自然と のふれあい や鳥類の観 察の場にも 資する。

美栄鳥 獣保護 区	北秋田市木戸石字美栄地内 の県道木戸石鷹巣線と市道 美栄線との交点を起点とし、 同県道を北東へ進んで 蟹沢川との交点に至り、同 川を南進して旧鷹巣町と旧 合川町の町界に至り、同界 を東進して秋田内陸縦貫鉄 道との交点に至り、同鉄 道沿線を南進して防雪林内の 市道美栄線に達する歩道に 至り、同歩道を北西に進ん で市道美栄線に至り、同市 道を北西に進んで起点に至 る線に囲まれた一円の区域	平成十九 年十一月 一日から 平成二十 二年十月 三十一日 まで	一 指定区分 身近な鳥 獣生息地 二 指定目的 当該地域 は針葉樹・ 広葉樹・果 樹・水田が 存在し、数 多くの沼な ど、水資源 が豊富であ り、多様な 鳥獣が生息 しているこ とから、鳥 獣保護区に
	点より同国道を南進して幸 屋渡字山根と比立内字前田 表の字界交点に至り、同点 より同字界を南西へ進んで 旧比立内小学校グラウンドに 向かう山道の交点に至り、 同山道を北進し米代川森林 計画区旧阿仁町百一林班二 十八、二十九小班との小班 界に達し、同小班界を西進 して広様沢に至り、同沢を 北進して国道百五号線に至 り、同国道を南東へ進んで 起点に至る線に囲まれた一 円の区域。	平成二十 二年十月 三十一日 まで	二 指定目的 当該地域 は針葉樹、 広葉樹が共 に多く繁 り、鳥獣の 生息、繁殖、 保護に適し ている地域 であること から、鳥獣 保護区に指 定し、鳥獣 の保護を図 るとともに 、自然と のふれあい や鳥類の観 察及び保護 活動を通じ た環境教育 の場にも資 する。

箱淵岱 鳥獣保 護区	北秋田郡上小阿仁村餌刺岱 地内の県道杉沢上小阿仁線 と村道餌刺岱線の交点を起 点とし、同県道を南進して 国有林と民有林との境界に 至り、同境界を西進し、更 に北進して国道二百八十五 号線に至り、同国道を東進 して村道餌刺岱線に至り、 同村道を東進して起点に至 る線に囲まれた一円の区域	平成十九 年十一月 一日から 平成二十 二年十月 三十一日 まで	一 指定区分 身近な鳥 獣生息地 二 指定目的 当該地域 は針葉樹・ 広葉樹が共 に存在し、 周囲には小 阿仁川が流 れ、多様な 鳥獣が生息 しているこ とから、鳥 獣保護区に 指定し、生 息する鳥獣 の保護を図 る。
きみま ち阪鳥 獣保護 区	能代市二ツ井町荷上場地内 の藤琴川左岸と米代川右岸 との交点を起点とし、藤琴 川左岸を北進して能代市・ 藤里町の市町界に至り、同 市町界を東進して北秋田 市・能代市・藤里町の市町 界交点に至り、同交点から 能代市・北秋田市境界を南 進して米代川森林計画区米 代西部森林管理署千二百六	平成十九 年十一月 一日から 平成二十 二年十月 三十一日 まで	一 指定区分 森林鳥獣 生息地 二 指定目的 当該地域 はきみまち 阪県立自然 公園を含む 環境保全地 域であり、 トビ・ヤマ

<p>藤里鳥 獣保護 区</p> <p>山本郡藤里町藤琴地内の県道さきまち阪藤里峡公園線と町道寺沢一号線との交点を起点とし、同県道を北西に進んで長瀬部落の北端から百三十七メートル峰に向かう山道に至り、同山道を北東に進み米代川地域森林計画区藤里町二十三・二十四林班界との交点に至り、同林班界を北進し米代川森林計画区米代西部森林管理</p>	<p>十八林班と民有林の境界に至り、同境界を南西に進んで民有林道湯ノ沢線に至る山道に至り、同山道を南進して林道湯ノ沢線に至り、同林道を南進して国道七号線との交点に至り、同国道を横断して米代川右岸に至る水路に至り、同水路を南西に進み米代川右岸に至り、同岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>ドリ・ウグイス・リス・ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図る。</p>
<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域はスギと落葉広葉樹で構成される混交林であり、ノウサギやアナグマなどをは</p>	<p>また、定期的な巡視を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>

<p>砂山鳥 獣保護 区</p> <p>能代市浅内字砂山地内の三種町管理道路と旧浅内鉾津堆積場管理道路との交点を起点とし、米代川地域森林計画区能代市百五十林班二十四・二十五小班界を東進さらに南進し二十三・二十四小班界に至り、同小班界を西進し二十三・二十五小班界に至り、同小班界を西進し三種町管理道路に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>署千百一林班界との交点に至り、国有林と民有林の境界を北東さらに南東に進んで民有林道寺沢線に至り、同林道を南進して連続する町道寺沢一号線に至り、同町道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>また、定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>
<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域は能代市南西部に位置するクロマツ林であり、キジバト・ノウサギをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図る。</p>	<p>また、定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>

<p>仁別鳥 獣保護 区</p> <p>秋田市仁別地内の仁別字務沢国有林一林班から二十六林班に含まれる一円の区域</p>	<p>また、定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>また、定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>
<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域は、秋田市の北部に位置し、標高百五十メートルの山腹は杉の人工林や天然林の他ブナやコナラ、ミスナラ等天然落葉広葉樹林が広く分布しており、旭川の源泉地帯でもあることから、鳥獣の生息に適した区域であり、</p>	<p>また、定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>

<p>筑紫森 秋田市河辺三内地区の三内</p>	<p>森山鳥 獣保護 区 南秋田郡五城目町五城目地内の県道真坂五城目線と国道二百八十五号線との交点を起点とし、同県道を西進して作業道森山下線との交点に至り、同作業道を東に約千二百メートル進んで米代川地域森林計画区八郎潟町八林班と九林班の林班界に至り、同林班界を北東に進んで林道浦大町支線との交点に至り、同林道を北西に進んで林道浦大町線との交点に至り、同林道を北東に進んで八郎潟町と五城目町境界に至り、同境界を南進して五城目町橋掛沢地内の林業公社有林西南端に至り、同公社有林と市有林の境界を東進して小倉部落に至る山道に至り、同山道を東進して作業道日割線に至り、同作業道を東進して作業道橋掛線に至り、同作業道を東進して町道小倉線に至り、同町道を東進して町道下山内小倉線との交点に至り、同町道を南西に進んで国道二百八十五号線との交点に至り、同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p> <p>鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>一 指定区分 身近な鳥 獣生息地 二 指定目的 当該地域は、山裾には森林空間を利用したレジャー施設があり、住民の憩いの場となっていること から、地元住民に対しての鳥獣保護の普及啓発のため。</p>
-----------------------------	---	---

<p>枯木長 根鳥獣 保護区 男鹿市地内の八郎潟地域森林計画区男鹿市七十七林班八十八小から九十の一小班に含まれる線に囲まれた一円の区域</p>	<p>川と丸舞川との合流点を起点とし、同点から三内川右岸を南西に進んで上三内部落から秋田市野田部落に至る山道に至り、同山道を北西に進んで旧河辺町と旧秋田市の境界に至り、同境界を北進して国有林秋田森林管理署二百一十一林班の西南端に至り、同点から国有林と民有林の境界を南東に進んで同国有林二百一十一林班に小班と、ほ小班の小班界交点に至り、同点から同国有林に小班及び雄物川地域森林計画区秋田市河辺九十三林班四十四小班と同国有林二百一十一林班ほ小班及びは小班の小班界を南進して国有林と民有林の境界に至り、同境界南東に進んで三内川右岸に至り、同右岸を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>鳥獣保護区</p> <p>年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p> <p>森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、秋田市の西部に位置し、人工林やナラ類の落葉広葉樹が混在しており、近くには岩見ダムや丸舞川、三内川等の豊富な水資源があること から、鳥獣の生育には適しており、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
---	--	--

<p>本荘浜 鳥獣保 護区 由利本荘市石脇地内の由利橋北端を起点とし、子吉川右岸を西進して日本海汀線に至り同汀線を北進して三川との交点に至り、同川左岸を東進して国道七号線との交点に至り、同国道を南進して市道石脇一号线との交点に至り、同市道を南東に進んで市道川口由利橋線との交点に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>石脇鳥 獣保護 区 由利本荘市石脇地内の由利橋北端を起点とし、市道川口由利橋線を北進して市道石脇一号线との交点に至り、同市道を西進して国道七号線との交点に至り、同国道を北進して三川との交点に至り、同川を上流に五百メートルほど進んで歩道に至り、同歩道を東進して市道石脇大浦線との交点に至り、同市道を南西に進んで子吉川との合流点に至り、同川右岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p> <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、三望苑を中心とした「新山公園」に位置し、落葉広葉樹林を中心とした林相で多種多様な鳥獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し鳥獣の保護繁殖を図る。</p>
--	--	--

<p>区 百宅鳥 獣保護</p> <p>由利本荘市鳥海町百宅地内の市道屋敷沢線と市道百宅線との交点を起点とし、同市道を東進して市道高野台線との交点に至り、同市道</p>	<p>小砂川 鳥獣保 護区</p> <p>にかほ市象潟町小砂川地内の日本海汀線とカサ島川の交点を起点とし、同川を東進して国道七号線との交点に至り、同国道を南進して市道観音森線との交点に至り、同市道を東進して林道長表線に至り、同林道を南東に進んで山道との交点に至り、同山道を南東に進んで山形県との県境に至り、同県境を南西に進んで日本海汀線に至り、同汀線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、にかほ市の南部、鳥海山麓に位置し、ブナ等の広葉樹林で構成されている森林地帯となっており、多くの鳥獣が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>なつて機能しあい、多様な鳥獣の生息地となつていて、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。</p>

<p>区 鉾立鳥 獣保護</p> <p>にかほ市象潟町横岡地内の県道鳥海公園小滝線と市道賦谷地線との交点を起点とし、同市道を北東に進んで奈曾川との交点に至り、同川を南東に進んで市道稲倉線との交点に至り、同市道を南東に進んで上ノ山放牧場の歩道との交点に至り、同歩道を北東に進んで横岡発電所線との交点に至り、同線を北進して林道中島台線との交点に至り、同林道を南東に進んで赤川との交点に至り、同川を南進して山形県との県境に至り、同県境を西進して県道鳥海公園小滝との交点に至り、同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	
<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 特定鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、にかほ市の南部、鳥海山の麓に位置し、標高差が大きくな地形と相まって多種多様な植物が分布しており、野生鳥獣の生活環境に適しており、近年絶滅が危惧されるイヌワシの生息も確認されることから、鳥獣保護区に指定</p>	<p>を南東に進んで百宅川との交点に至り、同川を南進して国有林班境との交点に至り、同班境を西進して市道屋敷沢線との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>は、由利本荘市南部、鳥海山の麓に位置し、広葉樹等の森林面積の占める割合が大きく、多様な野生鳥獣の生息に適していることから保護繁殖を図る必要がある。</p>

<p>八塩山 鳥獣保 護区</p> <p>由利本荘市東由利田代地内の市道沢中線と市道深山線との交点を起点とし、市道八塩線とを南西に進んで市道八塩線を南西に進んで市道八塩一号线との交点に至り、同市道を北進して市道沢中線との交点に至り、同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>子吉川 鳥獣保 護区</p> <p>由利本荘市水林地内の本荘大橋南端を起点とし、子吉川左岸を西進して河口に至り、河口を横断して子吉川右岸に至り、同右岸を東進して由利橋北端に至り、同橋を南進して子吉川左岸に至り、同川左岸を西進して善応寺川に至り、同川を南西に進んで市道漁師町線との交点に至り、同市道を西進して市道中央浜の町線との交点に至り、同市道を西進して市道片町線との交点に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、由利本荘市の東部に位置し、八塩ダムを中心とした市民の憩いの場として環境整備が行われており、食餌木</p>	<p>し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>一 指定区分 集団渡来地 二 指定目的 当該地域は、由利本荘市の子吉川河口部分に位置し、冬期には多種多様な水鳥が飛来する地域であることから、鳥獣保護区に指定し、渡来および生息する鳥類の保護を図る。</p>





<p>深沢鳥 獣保護 区</p>	<p>湯沢市川連町八面地内の国道三百九十八号線の久保橋と皆瀬川左岸との交点を起点とし、同点から旧国道三百九十八号線を西進して湯沢市と湯沢市川連町の字界に至り、同字界を北進して湯沢市と横手市の境界に至り、同境界を約千四百メートル北進して皆瀬川に至る歩道に至り、同歩道を南東に進んで皆瀬川左岸に至り、同左岸を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>羽本線に至り、同線沿いを南西に進んで市道大沢線に至り、同市道を北西に進んで町内小路十五号線に至り、同線を北東に進んで皆瀬川堤防に至り、同堤防を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥 獣生息地 二 指定目的 当該地区は秋田県内陸南部の湯沢市の北部に位置し、広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、隣接して皆瀬川が流れていること</p>	<p>内陸南部の湯沢市の北部に位置し、皆瀬川を挟んで河川敷に多様な植物が自生して、変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、キツネを始め多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
--------------------------	--	-----------------------------------	--	---	--

<p>沼又鳥 獣保護 区</p>	<p>雄勝郡東成瀬村岩井川地内の合居川左岸と国道三百九十七号線の下野尻橋との交点を起点とし、同左岸を北東に進んで国有林と民有林の境界に至り、同境界を南進して国道三百九十七号線に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>雄勝郡東成瀬村岩井川地内の合居川左岸と国道三百九十七号線の下野尻橋との交点を起点とし、同左岸を北東に進んで国有林と民有林の境界に至り、同境界を南進して国道三百九十七号線に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥 獣生息地 二 指定目的 当該地区は、秋田県内陸東南部の東成瀬村の北東部に位置し、広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、キツネを始め大型哺乳類であるツキノワグマなど多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定</p>	<p>から、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、タヌキを始め多様な鳥獣が生息しており、鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
--------------------------	--	-----------------------------------	--	--	--

秋田県告示第五百十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月三十日

秋田県知事 寺田 典城

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
<p>きまみち ち阪鳥 獣保護 区特別 保護地</p>	<p>能代市二ツ井町荷上場地内の市道きまみち阪線と国道七号線の交点を起点とし、一日から市道きまみち阪線を北進してNHK二ツ井中継所に至る山道との交点に至り、同山道を北西に進んでNHK二ツ井中継所に至り、同中継所から米代川地域森林計画区能代市二ツ井町三十五・三十六林班の林班界を北進して三十五林班六十五・七十一小境界に至り、三十五林班六十五・六十六・五十七・四十九・百と七十一・六十八・六十七・八十・百三小境界を北進して市道高岩線に至り、同市道を東進して三十四林班八・九小境界の小班界に至り、同小班界を北東に進んで官公造林（二ツ井二）と民有林の境界に至り、同境界を北東に進んで能代市・藤里町・北秋田市の市町界</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地区は、秋田県北西部の能代市二ツ井地区東部に位置し、裸出した石間にサクラ・カエデ・アカマツ、上部にはミズナラなどの落葉広葉樹の森林からなり、南部には米代川、西部には藤琴川が流れ、豊富な水資源があることか</p>

し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図る。

<p>筑紫森鳥獣保護区のうち、筑紫森鳥獣保護区として、三内川右岸を南西に進んで上三内集落から秋田市野田集</p>	<p>交点に至り、同交点から能代市・北秋田市の市境界を南進して米代川森林計画区米代西部森林管理署千二百六十八林班と民有林の境界上の尾根に至り、同尾根を南西に進んで市道きみまち阪線に至り、同市道を南西に進んで国道七号線に至り、同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年指定目的</p>	<p>ら、鳥類の生息環境には適した区域となつてゐる。また、良好な森林環境となつてゐる地域では、国指定特別天然記念物の二ホンカモシカや大型哺乳類であるツキノワグマの目撃も確認されてゐる。このため、当該地域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。</p>

	<p>地区 落に至る山道に至り、同山道を北西に進んで旧河辺町と旧秋田市の境界に至り、同境界を北進して標高点(二百十九メートル)に至り、同標高点から三角点(標高百八十九・一メートル)への見透かし線を南東に進んで、同三角点から波橋北端への見透かし線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>
<p>律第二十九</p>	<p>当該地域は、秋田市の西部に位置し、緩やかな丘陵地に、人工林やナラ類の落葉広葉樹が混在しており、近くには岩見ダムや丸舞川、三内川等の豊富な水資源があることから、鳥獣の生育には適した区域になつてゐる。 特に、三内川や比較的大きな沢部を取り囲む区域について、オオサメ及びヤマセミの目撃が確認されていて良好な森林環境となつてゐる。このため当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九</p>

<p>石脇鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>石脇鳥獣保護区のうち、子吉川地域森林計画区由利本荘市百六十三林班のうち、七小班から三十小班及び三十五小班、三十六小班に含まれる一円の区域</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年指定目的</p>	<p>条一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。 一 指定区分 森林鳥獣生息地 当該地域は、秋田県沿岸南部の由利本荘市の中央に位置し、比較的緩やかな丘陵地に、クロマツや広葉樹林を主体とする森林からなり、周辺には米代川や芋川などの豊富な水資源があり、鳥獣類の生息環境には適した区域となつてゐる。 特に、丘陵地山頂部</p>

田螺沼 鳥獣保 護区特 別保護 地区	田螺沼鳥獣保護区のうち、 大字高松と大字皆瀬の字界 と県道栗駒公園線との交点 を起点とし、同字界を南西 に進んで国有林と民有林の 境界に至り、同境界を北西 に進んで田螺沼周遊道路に 至り、同周遊道路を北東に 進んで県道栗駒公園線に至 り、同県道を南東に進んで 起点に至る線に囲まれた一 円の区域。	平成十九 年十一月 一日から 平成二十 二年十月 三十一日 まで	一 指定区分 森林鳥獣 生息地 二 指定目的 当該地域 は、秋田県 内陸南部の 湯沢市の東 南部に位置 し、比較的 緩やかな丘 陵地に広葉 樹林を主体 とする森林	良好な鳥獣 の森林環境 となつてお り、通年を 通して里山 に生息する 鳥獣が確認 されている。 このため、 当該区域を 鳥獣の保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律第 二十九条第 一項に規定 する特別保 護地区に指 定し、当該 地域に生息 するこれらの 森林鳥獣全 体の保護を 図るもので ある。
--------------------------------	---	--	--	---

名称	区	域	存続期間	秋田県告示第五百十七号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第 八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区 を指定し、平成十九年十一月一日から施行する。 平成十九年十月三十日	からなり、 その中央に は水資源が 豊かな田螺 沼があり、 鳥獣類の生 息環境に適 した区域と なっている。 特に水 辺を生活の よりどころ としている ヤマセミな どが確認さ れており、 当該地区を 鳥獣保護及 び狩猟の適 正化に関す る法律第二 十九条第一 項に規定す る特別保護 地区に指定 し、当該区 域に生息す る森林性鳥 獣全体の保 護を図るも のである。
				秋田県知事 寺田典城	

細地休 猟区	鹿角市十和田大湯地内の国有林道不 老倉線と釜ノ沢川との交点を起点と し、同林道を南東に進み地森沢に至 り、同沢を南東に進み秋田県と青森 県との境界に至り、同境界を南進し 秋田県と岩手県との境界に至り、同 境界を西進し歩道に至り、同歩道を 南西に進み同歩道と連続する国有林 道滝ノ沢分線に至り、同林道を南西 に進み国有林道前ノ沢支線との交点 に至り、同林道を北西に進み国有林 道瀬ノ沢線との交点に至り、同林道 を南西に進み国有林道郡壁沢線との 交点に至り、同林道を北進し上台長 根放牧地牧道との交点に至り、同牧 道を北東に進み釜ノ沢に至り、同沢 を北進し起点に至る線に囲まれた一 円の区域	平成十九年十 月一日から 平成二十年 十月三十一日 まで	
熊取平 休猟区	鹿角市十和田大湯地内の国道百四号 線と国有林道冷川線との交点を起点 とし、同林道を北東に進み国道四百 五十四号線との交点に至り、同国道 を南東に進み県道田代平清水線と の交点に至り同県道を南西に進み国 道百四号線との交点に至り、同国道 を北西に進み起点に至る一円の区域	平成十九年十 月一日から 平成二十年 十月三十一日 まで	
長引山 休猟区	鹿角郡小坂町小坂地内の国有林道兎 尻線と国有林米代東部森林管理署三 千二十四林班との交点を起点とし同 林道を北東に進み東ノ又沢に至り、 同沢を北東に進み黒伏沢に至り、同 沢を北東に進み白地ドイ沢に至 り、同沢を北東に進み青森県との境 界に至り、同境界を東進し国設十和 田鳥獣保護区界に至り、同区界を南 東に進み国有林米代東部森林管理署 三千二十八林班と同三千四十二林班 との林班境界に至り、同林班境界を 南西に進み県道大館十和田湖線に至	平成十九年十 月一日から 平成二十年 十月三十一日 まで	

<p>小摩当 休猟区</p> <p>北秋田市栄地内の県道大館鷹巣線と米代川の交点である栄橋を起点とし、同県道を東進して市道摩当李岱線との交点に至り、同市道を南東に</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日</p>	<p>間戸石 休猟区</p> <p>大館市比内町味噌内地内の県道比内大葛鹿角線と市道味噌内只越線との交点を起点とし、同市道を東進して市道竹原間戸石線との交点に至り、同市道を南東に進んで民有林道平内沢線との交点に至り、同林道を東進して旧比内町と旧大館市との市町界の交点に至り、同界を南東に約五キロメートル進んで国有林道炭谷線に続く沢との交点に至り、同沢を北西に進んで国有林道炭谷線との交点に至り、同林道を西進して県道比内大葛鹿角線との交点に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>館山 休猟区</p> <p>大館市山館地内国道百三十三号線と市道東台山館線との交点を起点とし、同市道を北進し柄沢地内から南東へ進んで大館長根山鳥獣保護区界に至り、同界を東進して同界終点に至り、同点より山道を進み高森の三角点を通り国有林道中山線に続く山道を南東に進み、更に南西に進んで国有林道中山線に至り、同林道を南西に進んで国道百三十三号線に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>り、同県道を南西に進み長引山に至る歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み更に南西に進み国有林米代東部森林管理署三千二十五林班と民有地との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>
---	--	---	---

<p>上杉下 杉休猟区</p> <p>北秋田市川井地内の阿仁川と市道李岱川井線の交点である阿仁川橋を起点とし、同市道を北東に進んで県道二ツ井森吉線との交点に至り、同県道を南東に進んで市道下杉川井線との交点に至り、同市道を南東に進んで秋田内陸縦貫鉄道合川駅に至り、同駅より同鉄道を南東に進んで旧合川町と旧森吉町の町界との交点に至り、同界を南西に進んで阿仁川右岸</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>高假戸 休猟区</p> <p>北秋田市綴子字松原地内の市道岩谷線と市道松原岩谷線との交点を起点とし、同市道を北進して国有林道綴子線起点に至り、同点を北進して右又沢と左又沢の分岐点に至り、同点より右又沢を北西に進んで北秋田市と藤里町の市町界との交点に至り、同市町界を北東に進んで北秋田市と大館市の市界との交点に至り、同市界を南東に進んで民有林道岩谷線との交点に至り、同林道を西進して市道岩谷線との交点に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>進んで国有林道摩当線との交点に至り、同林道を南東に進んで北秋田市と大館市の市界へ向かう山道の交点に至り、同山道を南東に進んで北秋田市と大館市の市界の交点に至り、同市界を南進して国道二百八十五号線との交点に至り、同国道を西進して小森部落手前の小森川との交点に至り、同川を北西に進んで陣場岱鳥獣保護区との区界の交点に至り、同界を北東に進んで摩当鳥獣保護区との区界の交点に至り、同区界を北西に進んで米代川左岸との交点に至り、同川左岸を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>まで</p>
---	--	---

<p>大沢休 猟区</p> <p>山本郡藤里町藤琴地内の県道西目屋二ツ井線と町道出戸高石川内沢線の交点を起点とし、同県道を北進して町道滝の沢3号線に至り、同町道を東進し国有林道滝の沢線に至り、同林道を東進し国有林道明星院線に至り、同林道を南進し千本杉沢に至り、同沢を東進し山本郡・北秋田市境界</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>高屋敷 休猟区</p> <p>能代市二ツ井町田代地内の県道高屋敷茶屋下線と市道中村釜谷線の交点を起点とし、同県道を南東に進み民有林道水沢線に至り、同林道を北東に進み能代市と北秋田郡の境界に至り、同境界を南進し能代市と三種町の市町界に至り、同市町界を北西に進み県道濁川上岩川線に至り、同県道を北進し市道中村釜谷線に至り、同市道を北東に進み起点へ至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>カンバ ツ森林 休猟区</p> <p>北秋田市湯ノ岱地内の県道比内森吉線と市道湯ノ岱平田線との交点を起点とし、同市道を北西に進み市道湯ノ岱線を経て国有林道湯ノ岱線起点に至り、同点より同林道を北進して同林道終点に至り、同点より湯ノ沢を北に進み旧森吉町と旧鷹巣町の町界に至り、同町界を北東に進んで北秋田市と大館市の市界の交点に至り、同市界を東進して県道比内森吉線との交点に至り、同県道を南進して国設森吉山鳥獣保護区の境界に至り、同境界を西進して県道比内森吉線との交点に至り、同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>との交点に至り、同川右岸を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
--	---	--	--

<p>猟区 内川休</p> <p>南秋田群五城目町内川地内の町道小川口線と県道能代五城目線との交点</p> <p>平成十九年十一月一日から</p>	<p>朝日又 休猟区</p> <p>雄物川森林計画区中の、秋田市河辺岩見地内にかかる岩見山国有林の二百六十八林班から二百七十一、二百八十二、二百八十三の各林班の外郭林班界に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>豊島休 猟区</p> <p>秋田市河辺北野田高野地内の県道秋田北野田線と国道十三号線との交点を起点とし、同国道を西進して市道川原田前田線との交点に至り、同市道を南西に進みJR東日本奥羽本線との交点に至り、同線を西進し県道秋田御所野線雄和線との交点に至り、同県道を北進し市道新都市二十四号線との交点に至り、同市道を北進し国道十三号線に至り、同国道を西進し市道堤ノ沢篠台線との交点に至り、同市道を北進し市道古野荒巻線との交点に至り、同市道を東進し連続する市道大田山田太平洋沢線に至り、同市道を東進し連続する鼻子久利沢に至り、同沢を東進し秋田市と旧河辺町の市町村界に至り、同境界を北進し県道秋田北野田線との交点に至り、同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>に至り、同境界を南進し県道矢坂糠沢線に至り、同県道を北西又は南西に進んで民有林道院内沢線に至り、同林道を北進し作業道に至り、同作業道を北進し民有林道鎌の沢線に至り、同林道を北進し作業道に至り、同作業道を東進し国有林・民有林境界に至り、同境界を北進し町道出戸高石川内沢線に至り、同町道を北西に進んで起点へ至る線に囲まれた一円の区域</p>
---	---	--	---

<p>栗沢休 猟区</p> <p>由利本荘市鳥海町下川内地内の国道百八号線と市道伏見線との交点を起点とし、同市道を南進して笹子川との交点に至り、同川右岸を南東に進み、市道枯木線との交点に至り、同市道を北東に約二キロメートル進み、沢沿い四キロメートル進み沢内沢との交点に至り、同沢を北進し羽後町との境界に至り、同境界を南進し市道上川内雄勝線との交点に至り、同市道を南西に進み国道百八号線との交点に至り、同国道を北西に</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>土谷休 猟区</p> <p>由利本荘市川口地内の国道百五号線と市道長者屋敷線との交点を起点とし、同市道を東進し連続する市道真木山本線に至り、同市道を東進し二ノ又地区に至る作業道との交点に至り、同作業道を北西に進み県道本荘岩城線との交点に至り、同県道を南進し、県道本荘大内線との交点に至り、同県道を南西に進み国道百七号線との交点に至り、同国道を北西に進み市道川口二十六木線との交点に至り、同市道北西に進み国道百五号線に至り、同国道を北進し基点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>を起点とし、同県道を北進し五城目町と三種町の町界に至り、同界を東進し五城目町内川内浅見内沢国有林二千二林班と五城目町富津内地内中津又国有林二千四林班の林班界に至り、同林班界を南進し赤倉山山頂に至り、同山頂より小川口沢を南西に進み林道小川口線に至り、同林道を南西に進み林道富津内稜線との交点に至り、同林道を西進し連続する町道小川口線に至り、同町道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成二十二年十月三十一日まで</p>
---	---	--

<p>樺山休 猟区</p> <p>仙北市西木町下松木内地区市道吉田下田線と市道相沢線との交点を起点</p> <p>平成十九年十一月一日から</p>	<p>観音森 休猟区</p> <p>にかほ市象潟町小砂川地内の市道小砂川本線と市道観音森線との交点を起点とし、同市道小砂川本線を北進して国道七号線との交点に至り、同国道を北進して市道上浜内郷線との交点に至り、同市道を東進して市道大須郷大砂川線との交点に至り、同市道を南進して市道焼山大道線との交点に至り、同市道を東進し市道袋立石線との交点に至り、同市道を東進し川袋川との交点に至り、同川を南東に進み、歩道との交点に至り、同歩道を南進し県境に至り、同境を西進し山道との交点に至り、同山道を西進し林道長面線との交点に至り、同林道を西進し市道西進し市道観音森線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>冬師休 猟区</p> <p>にかほ市院内地内の県道長岡冬師城内線と県道冬師西目線との交点を起点とし、県道長岡冬師城内線を西進し由利本荘市との市境に至り、同境を南進し国有林由利森林管理署六十二林班と由利本荘市の境界に至り、境界を南進し六十四林班と六十五林班との林班界に至り、同林班界を西進し六十四林班と民有林境界に至り、同境を北西に進み林道菅谷地線に至り、同林道を北西に進み市道発電所線に至り、同市道を北西に進み県道長岡冬師城内線に至り、同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
---	--	--	---------------------------

<p>滝の下 休猟区</p> <p>横手市増田町の市道狹半内線と市道北ヶ沢線との交点を起点とし、市道狹半内線を東進して同市道と連続する市道上畑滝ノ下線に至り、同市道を北東に進んで、同市道と連続する林道狹半内上沼線に至り、同林道を東進して林道大沢滝ノ下線との交点に至り、同林道を北東に進んで横手</p>	<p>醍醐休 猟区</p> <p>横手市平鹿町及び横手市十文字町の境界線と国道十三号線との交点を起点とし、同境界を北西に進んで市道下村西線との交点に至り、同市道を北東に進んで同市道と連続する市道沖田秋ノ目線に至り、同市道を北東に進んで、同市道と連続する市道田ノ新戸北線に至り、同市道を北東に進んで、市道金屋百七線との交点に至り、同市道を北進して市道横荘東線との交点に至り、同市道を北東に進んで旧横手市及び横手市平鹿町の境界線との交点に至り、同境界を南東に進んで国道十三号線との交点に至り、同国道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>とし、同市道を北西に進んで林道相沢線に至り、同林道を北西に進んで相沢川に至り、同川を西進して稜線に至り、同川を北西に進んで小波内沢川に至り、同川を北進して林道小波内線に至り、同林道を東進して市道小波内線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道吉田下田線との交点に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>平成二十二年十月三十一日まで</p>

<p>太倉休 猟区</p> <p>湯沢市高松地内の市道川原毛線と県道湯沢栗駒公園線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで県道秋ノ宮小安温泉線との交点に至り、同県道を西進して大字高松と大字秋ノ宮との字界に至り、同境界を北西に進んで国有林秋田森林管理署湯沢支署</p>	<p>院内銀 山休猟 区</p> <p>湯沢市上院内地内の国道十三号と国道百八号の交点を起点とし、国道十三号を南西に進み秋田県と山形県との境界に至り、同境界を北西に進み湯沢市と由利本荘市との境界に至り、同境界を北進し国道百八号との交点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>矢萩沢 休猟区</p> <p>横手市山内大松川地内の県道外山落合線と市道矢萩沢線との交点を起点とし、同市道を北進して 沢との交点に至り、同沢を北西に進んで旧横手市と旧山内村との境界に至り、同境界を北進して林道萱峠線との交点に至り、同林道を東進して赤水沢との交点に至り、同沢を南進して県道外山落合線との交点に至り、同県道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>市と雄勝郡東成瀬村との境界との交点に至り、同境界を南東に進んで同境界と連続する横手市と湯沢市との境界に至り、同境界を北西に進んで林道大岡台沢線との交点に至り、同林道を南東に進んで同林道と連続する市道北ヶ沢線に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>

名称	区 域	存続期間	特定猟具の種類
<p>大野台 特定猟 具使用 禁止区 域</p>	<p>北秋田市中屋敷地内中屋敷橋を起点とし、同点より中屋敷部落へ向かう市道中屋敷と林地との境界に至り、同境界を北西に進んで米代川森林計画区九十八林班百二小班と百三小班との小班界を西進して同林班百四小班に至り、同林班百五、百七、百八小班と大館能代空港敷地との境界を西進して九十九林班との林班界に至り、同林班三十四、三十六、四十一小班と大館能代空港敷地との小班界を進み四十一小班との小班界に達し、同小班界より約三百メートル真西へ向かって直進し百林班との林班界に至り、同林班界から約四百メートル真西へ向かって百七林班界に至り、同林班三十五、十七小</p>	<p>平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>銃器</p>

秋田県告示第五百十八号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成十九年十一月一日から施行する。  
平成十九年十月三十日  
秋田県知事 寺 田 典 城

<p>十二林班と十三林班との林班界に至り、同点より尾根筋を北東に進んで奥前森山頂を経て高松川左岸との交点に至り、同左岸を南東に進んで県道湯沢栗駒公園線との交点に至り、同県道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
---	--

<p>琴丘森 林公園 スカル パ特定 用禁止 区域</p> <p>琴丘森 山本郡三種町鹿渡地内の県 道琴丘上小阿仁線と町道鹿 渡鯉川線との交点を起点と し、同県道を北東に進んで 民有林道琴丘稜線との交点 に至り、同林道を南東に進 み米代川地域森林計画区十 一・十二林班の林班境界に</p>	<p>羽根川 森林公 園特定 用禁止 区域</p> <p>山本郡三種町羽根川地内の 民有林道羽根川線と羽根川 支線一号との交点を起点と し、同林道羽根川線を北東 に進んで旧琴丘町と旧山本 町の境界に至る遊歩道に至 り、同遊歩道を北東に進ん で同境界に至り、同境界を 南東に進んで民有林道鹿渡 渉線に至り、同林道を西進 して民有林道羽根川支線二 号に至り、同林道を北西に 進んで民有林道羽根川支線 一号に至り、同林道北西に 進んで起点に至る線に囲ま れた一円の区域</p>	<p>班と三十四、十八小班との 小班界を直進し百六林班界 に至り、同林班界からさら に直進し旧鷹巣町と旧森吉 町との町界に至り、同界を 北西に進んで旧鷹巣町と旧 合川町との町界に達し、同 界を更に北西に進んで百五 林班と農地との境界に至 り、同点より同界を北進し て県道あきた北空港線に至 り、同県道を東進して小猿 部川に至り、同川を南進し て起点に至る線に囲まれた 一円の区域</p>
<p>平成十九 年十一月 一日から 平成二十 九年十月 三十一日 まで</p>	<p>平成十九 年十一月 一日から 平成二十 九年十月 三十一日 まで</p>	<p>銃器 銃器</p>

<p>止区域 使用禁 止区域</p> <p>中山特 定猟具 の市道零二一八号線と県道 長岡冬師城内線との交点を 一日から 平成二十</p>	<p>川口特 定猟具 使用禁 止区域</p> <p>由利本荘市川口地内の国道 百五号線と市道川口由利橋 線の交点を起点とし、同市 道を西進し、市道石脇大浦 線との交点に至り、同市道 を北進し市道大浦21号線 との交点に至り、同市道を 東進し芋川右岸堤坊に至 り、同堤防を北東に進み市 道大浦十五号線との交点に 至り、同市道を東進し国道 百五号線との交点に至り、 同国道を南進し起点に至る 線に囲まれた一円の区域</p>	<p>外ノ沢 堤特定 用禁止 区域</p> <p>山本郡三種町外ノ沢字根小 屋沢と同大字岩見沢との字 境界と同大字地内の送電線 との交点を起点とし、同境 界を南西又は南東に進んで 旧山本町と旧琴丘町の境界 に至り、同境界を西進又は 北進して町道外ノ沢羽根川 線に至る歩道との交点に至 り、同歩道を東進して町道 外ノ沢羽根川線との交点に 至り、同町道を東進して送 電線との交点に至り、同送 電線を南進して起点に至る 線に囲まれた一円の区域</p>	<p>至り、同境界を西進して町 道鹿渡鯉川線との交点に至 り、同町道を北進又は北西 に進んで起点に至る線に囲 まれた一円の区域</p>
<p>平成十九 年十一月 一日から 平成二十 九年十月 三十一日 まで</p>	<p>平成十九 年十一月 一日から 平成二十 九年十月 三十一日 まで</p>	<p>銃器 銃器</p>	<p>銃器</p>

<p>止区域 使用禁 止区域</p> <p>大曲特 定猟具 道蛭川浜町線との交点を起 点として、同市道を北西に 進んで姫神鳥獣保護区との 境界に至り、同境界を北東 に進んで市道花園線に至</p>	<p>小国特 定猟具 使用禁 止区域</p> <p>にかほ市小国郷ノ町地内の 市道仁零三零五院内・小国 線と市道仁零三三九中学 校・上小国二号線との交点 を起点とし、市道仁零三三 九中学校・上小国二号線を 南進し、市道仁零三五八馬 場・上小国一号線との交点 に至り、同市道を北西に進 み市道仁零三四五馬場・院 内線との交点に至り、同市 道を北進し市道仁零三零五 院内・小国線との交点に至 り、同市道を東進して起点 に至る線に囲まれた一円の 区域</p>	<p>千二百五十一メートル進み北 西に進路を変え市道九四零 四号線との交点に至り、同 市道を北西に進み市道六三 零九号線との交点に至り、 同市道を北東に進み牧場作 業道との交点に至り、同作 業道を北東に進み牧場の防 風ネットとの交点に至り、 同ネット沿を南東に進みス キー場と林地境との交点に 至り、同境を南東に進み市 道零二一八号線との交点に 至り、同市道を南西に進み 起点に至る線に囲まれた一 円の区域</p>
<p>平成十九 年十一月 一日から 平成二十 九年十月 三十一日 まで</p>	<p>平成十九 年十一月 一日から 平成二十 九年十月 三十一日 まで</p>	<p>銃器 銃器</p>

り、同市道を南東に進んで主要地方道大曲大森羽後線との交点に至り、同主要地方道を北進して、市道駅前通り線との交点に至り、同市道を東進して主要地方道大曲田沢湖線との交点に至り、同主要地方道を南東に進んで市道四ツ屋大曲線との交点に至り、同市道を北東に進んで国道十三号線との交点に至り、同国道を南東に進み主要地方道大曲田沢湖線との交点に至り、同主要地方道を南西に進んで市道浜町丸子町線との交点に至り、同市道を南西に進んで主要地方道大曲大森羽後線との交点に至り、同主要地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

**秋田県告示第五百十九号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

申請者の住所及び氏名 北秋田市坊沢字深間街道下六十番地三 大坂 紳	道路の位置の指定箇所 北秋田市坊沢字横道沢尻四十三番一の内、四十三番十二の内、四十三番十三の内	道路の延長 三五メートル	道路の幅員 四メートル	指定年月日 平成十九年十月十日
---	--	-----------------	----------------	--------------------

平成十九年十月三十日  
 秋田県知事 寺田典城

縦覧に供すべき図書  
 秋田都市計画下水道（秋田市公共下水道（秋田地域））の変更の総括図、計画図及び計画書  
 縦覧場所  
 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

**秋田県告示第五百二十号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年十月三十日  
 秋田県知事 寺田典城

縦覧に供すべき図書  
 河辺都市計画下水道（秋田市公共下水道（河辺地域））の変更の総括図、計画図及び計画書  
 縦覧場所  
 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

平成十九年十月三十日  
 秋田県知事 寺田典城

縦覧に供すべき図書  
 河辺都市計画下水道（秋田市公共下水道（雄和地域））の変更の総括図、計画図及び計画書  
 縦覧場所  
 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

**秋田県告示第五百二十三号**  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十九年十月三十日  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	四百五十四号	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱一六番三から八九番まで

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十九年十月三十日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十九年十月三十日から同年十一月十二日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄